

## 随意契約の結果

【令和7年12月分】コンサルタント業務

独立行政法人都市再生機構本社

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和7・8年度土木・造園資材等 価格調査業務	分任契約担当役 本社 総務部長 丹 圭一 神奈川県横浜市中区本町6-50 -1	令和7年12月23日	(一財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬 町1-1-8	6010005018675	59,554,000円	59,400,000円	99.7%	本業務は、土木・造園工事の積算で使用する資材の単価及び単掛(工事費)を調査する業務である。業務の実施にあたっては、本業務に精通していることが必要である。このため、従前から当該業務を実施してきた者を特定法人とし、特定法人以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施したが、期限までに提出がなかったため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該特定法人と随意契約を行ったものである。	-				

- ※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。  
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】  
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作  
 ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ  
 ・予定借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入  
 ・予定価格が100万円を超える役務  
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。